

瑞穂町公式キャラクター着ぐるみ使用に関する取扱要綱

（令和6年3月29日）
（告示第85号）

（目的）

第1条 この要綱は、町が所有する瑞穂町公式キャラクター「みずほまる」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（着ぐるみの使用）

第2条 町の業務に支障を及ぼさない範囲において、使用を希望する町内に活動拠点を置く団体（以下「申請者」という。）が、企画し、又は実施する各種イベント等で町のプロモーション活動及びイメージ向上に資すると認められるとして町長の承認を受けた場合に限り、着ぐるみを使用することができる。

（使用の承認申請）

第3条 申請者は、前条に規定する承認を受けようとするときは、瑞穂町公式キャラクター着ぐるみ使用承認申請書（様式第1号。以下「使用承認申請書」という。）に必要書類を添えて町長に提出するものとする。

2 使用承認申請書は、着ぐるみを使用する期間の初日の3月前から14日前までに提出するものとする。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（使用承認等）

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- （1）法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- （2）特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- （3）営利を目的とした使用と認められるとき。
- （4）町の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。

(5) 着ぐるみの適切な使用方法に従って使用されないおそれがあると認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が使用について不相当と認められたとき。

2 町長は、前項の規定により使用の可否を決定し、瑞穂町公式キャラクター着ぐるみ使用承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による使用の承認（以下「使用承認」という。）に当たっては、必要な条件を付することができる。

（使用料）

第5条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

（使用承認期間）

第6条 使用承認の期間は、原則として、着ぐるみを使用する各種イベント等の開催期間及びその前後の日とし、最長5日以内とする。ただし、使用承認の期間が重複しない場合で、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（使用上の遵守事項）

第7条 着ぐるみの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 使用承認を受けた目的及び場所でのみ使用すること。

(2) 使用承認の期間を遵守すること。

(3) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。

(4) 使用承認により生じた権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(5) 着ぐるみの搬出入は、使用者側が行うこと。

(6) 着ぐるみを着用する者の確保については、使用者側が行うこと。

(7) 着ぐるみの改変等はしないこと。

(8) 雨天時等での屋外使用はしないこと。

(9) 着ぐるみの返却時には、着ぐるみの使用状況が分かる写真等を提出すること。

(10) その他使用承認の際に付した条件に従って使用すること。

（使用承認の取消し）

第8条 町長は、使用者が前条に定める事項を遵守しなかったときは、着ぐるみの使用の承認を取り消し、瑞穂町公式キャラクター着ぐるみ使用承認取消通知書（様式第3号）により当該使用者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、当該使用者の以後の使用を承認しないことができる。

3 第1項の規定により、使用の承認を取り消したことにより、使用者に損害が生じてても、町はその責めを負わない。

（原状復帰）

第9条 使用者は、着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、使用者は、町長から着ぐるみの補修又はクリーニングを求められたときは、これに従うものとする。

（免責）

第10条 着ぐるみの使用により、使用者又は第三者に生じた被害については、町は一切その責めを負わない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

様式第 1 号(第 3 条関係)

年 月 日

瑞穂町長

申請者 住所
団体名
氏名

瑞穂町公式キャラクター着ぐるみ使用承認申請書

瑞穂町公式キャラクターの着ぐるみを使用したいので、瑞穂町公式キャラクター着ぐるみ使用に関する取扱要綱第 3 条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、申請に当たっては同要綱第 7 条を遵守することを誓約します。

記

| | |
|--------|-------------------|
| 行事名 | |
| 使用目的 | |
| 使用方法 | |
| 使用する場所 | |
| 使用期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 連絡先 | (担当者) (電話) — — |
| 添付書類 | 企画書等 |

様式第 2 号(第 4 条関係)

文書番号
年 月 日

様

瑞穂町長 印

瑞穂町公式キャラクター着ぐるみ使用承認(不承認)通知書

年 月 日付けで申請のありました瑞穂町公式キャラクターの着ぐるみの使用について、瑞穂町公式キャラクター着ぐるみ使用に関する取扱要綱第 4 条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承認する

- (1) 承認番号 第 号
(2) 承認期間 年 月 日から 年 月 日まで
(3) 使用条件

2 承認しない

理由

様式第 3 号(第 8 条関係)

文書番号
年 月 日

様

瑞穂町長 印

瑞穂町公式キャラクター着ぐるみ使用承認取消通知書

年 月 日付けで申請のありました瑞穂町公式キャラクターの着ぐるみの使用については、下記の理由により使用の承認を取り消しましたので、通知します。

記

- 1 承認番号 第 号
- 2 取消し理由